

個人情報保護法改正情報（トレーニング問題集購入特典）

令和2年改正

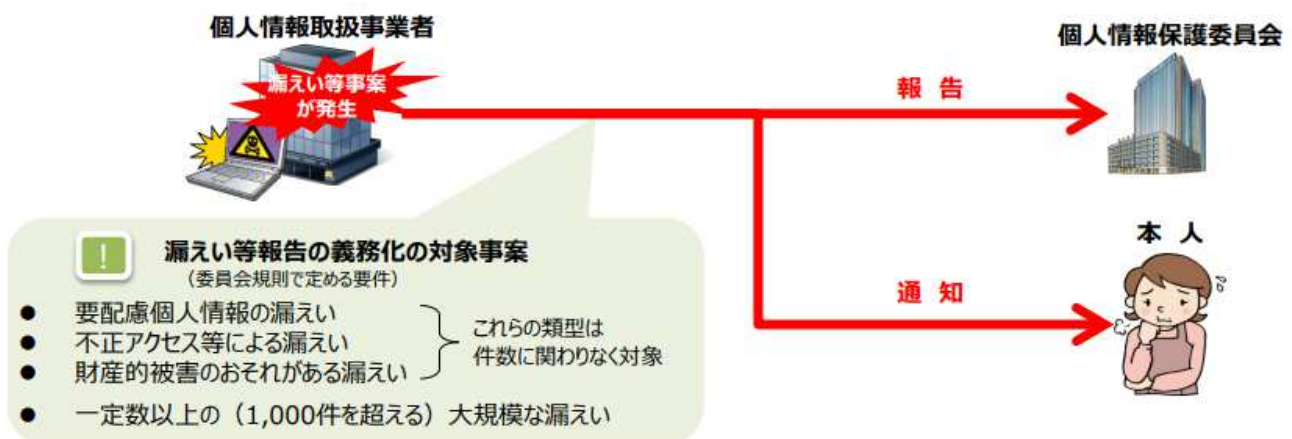
1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充された。
 - ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになった。
 - ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようになった。
 - ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとされ、開示、利用停止等の対象となった。
 - ⑤ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外となった。
- （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度

2. 事業者の守るべき責務の在り方（1）

① 漏えい等の報告の義務化

漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化された。



出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

2. 事業者の守るべき責務の在り方（2）

② 不適正な方法による利用の禁止

違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により、個人情報を利用してはならない旨が明確化された。

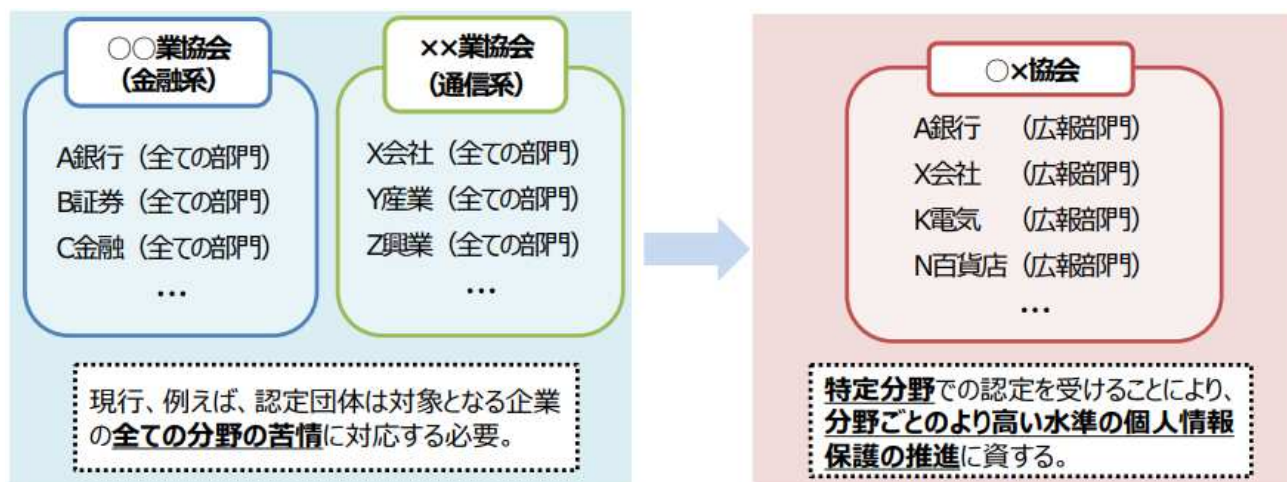
「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは、例えば、下記のような、相当程度悪質なケースが想定される。

- ・違法行為を営む第三者に個人情報を提供すること。
- ・裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

① 認定個人情報保護団体制度の充実

認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化や I T 技術の進展を踏まえ、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定することが可能となった。



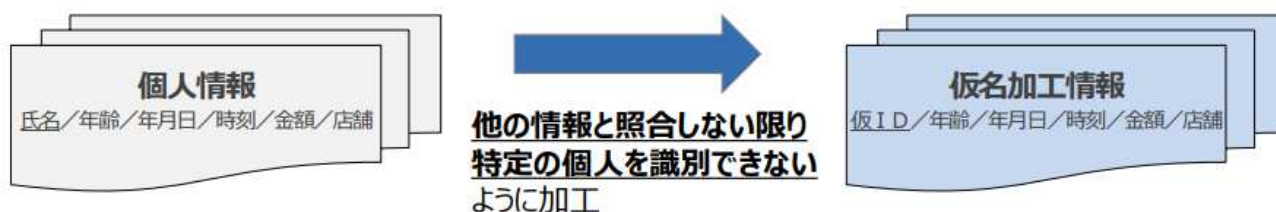
出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

4. データ利活用の在り方（1）

① データ利活用に関する施策の在り方

イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和した。



（参考）想定される活用例

1. **当初の利用目的には該当しない目的**や、該当するか**判断が難しい新たな目的**での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習
2. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、**仮名加工情報として加工した上で保管**

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

(参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比 (イメージ)

	個人情報※ 1	仮名加工情報※ 2	匿名加工情報※ 2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	- 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない - 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工	- 特定の個人を識別することができず、復元することができない - 本人が一切分からない程度まで加工
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、通知・公表等)	○	○ (利用目的の変更は可能) ・本人を識別しない、内部での分析 ・利用であることが条件	× (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	× (対象外)	× (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※ 1 : 個人データ、保有個人データに係る規定を含む。 ※ 2 : 仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

(参考) 匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定 義		特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報 ※ 本人が一切分からぬ程度まで加工されたもの（個人情報に該当せず）	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 ※ 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工されたもの（個人情報に該当）
取扱いに係る義務	加工の方法	- 氏名等を削除（又は置き換え） - 項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 - 特異な記述の削除 等	- 氏名等を削除（又は置き換え） - 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除（又は置き換え）
	安全管理措置	- 加工方法等情報の安全管理 - 匿名加工情報の安全管理（努力義務）	- 対照表等の安全管理 - 仮名加工情報の安全管理
	作成したとき	情報の項目の公表	- 利用目的の公表 ※ 作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ
	提供するとき	- 情報の項目・提供の方法の公表 ※ 本人同意のない第三者への提供が可能	- 第三者提供の原則禁止 ※ 委託・共同利用は可能 ※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能
	利用するとき	- 識別行為の禁止 - 苦情処理等（努力義務）	- 識別行為の禁止 - 本人への到達行為の禁止 ※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止 - 利用目的の制限 ※ 利用目的の変更は可能 - 利用目的達成時の消去（努力義務） - 苦情処理（努力義務）

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

を加工して作成

(参考) 仮名加工情報の加工基準（イメージ）

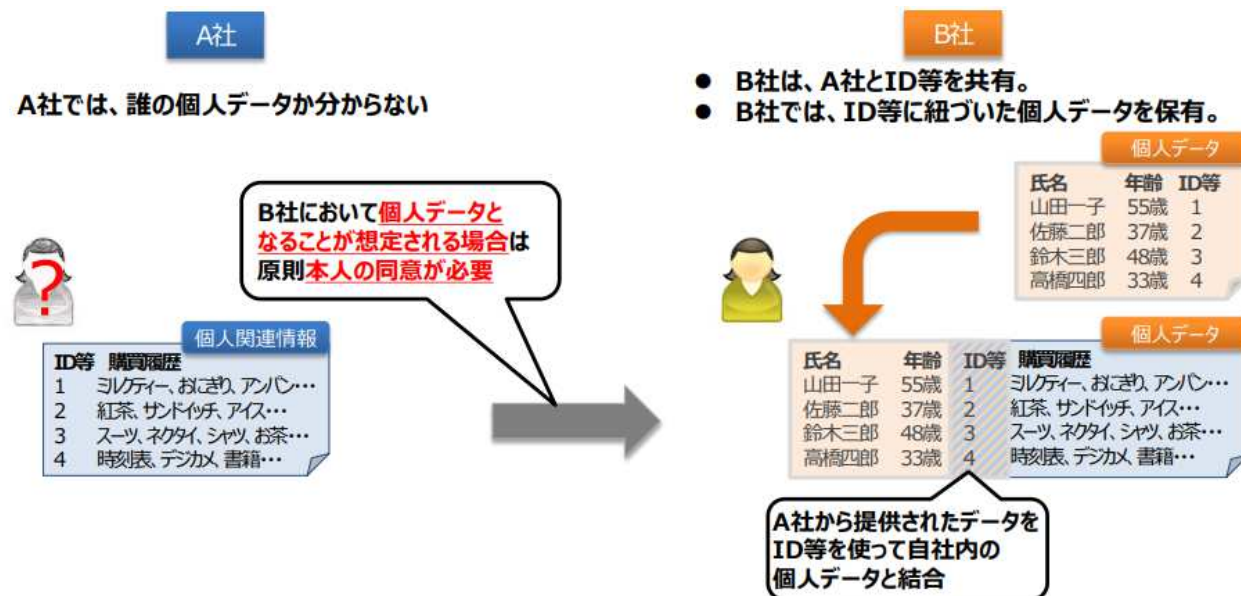
仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除すること

4. データ利活用の在り方（2）

②個人関連情報の第三者提供規制

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられた。



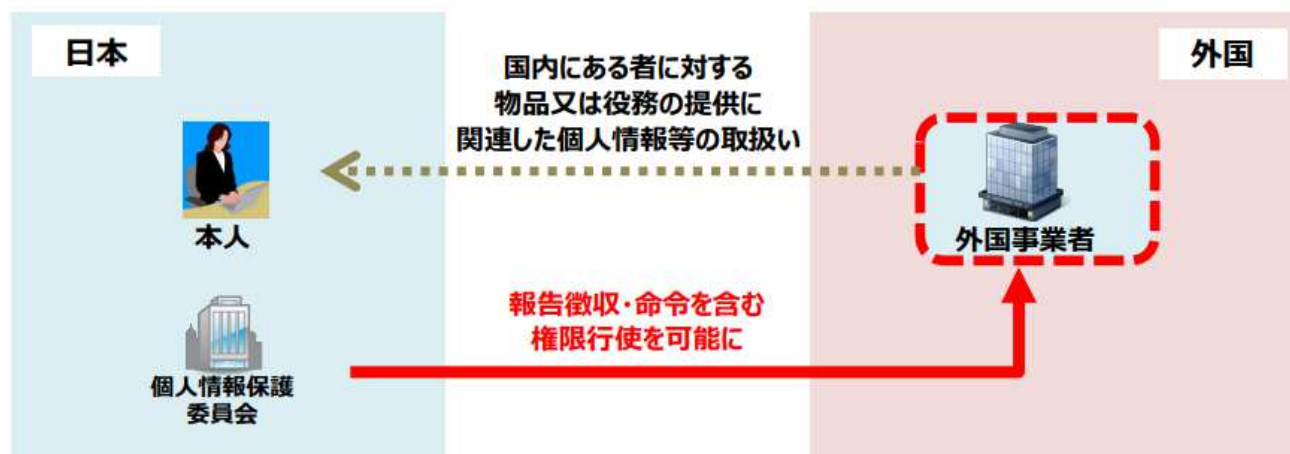
出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

5. 法の域外適用・越境移転の在り方（1）

① 域外適用の強化

日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とした。



出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

5. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

② 越境移転に係る情報提供の充実

外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が図られた。

改正前	改正後
外国にある第三者に個人データを提供できる要件 本人の同意 基準に適合する体制を整備した事業者 我が国と同等の水準国（EU、英国）	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付ける 同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供 移転先事業者の取扱い状況等の定期的な確認 + 本人の求めに応じて関連情報を提供

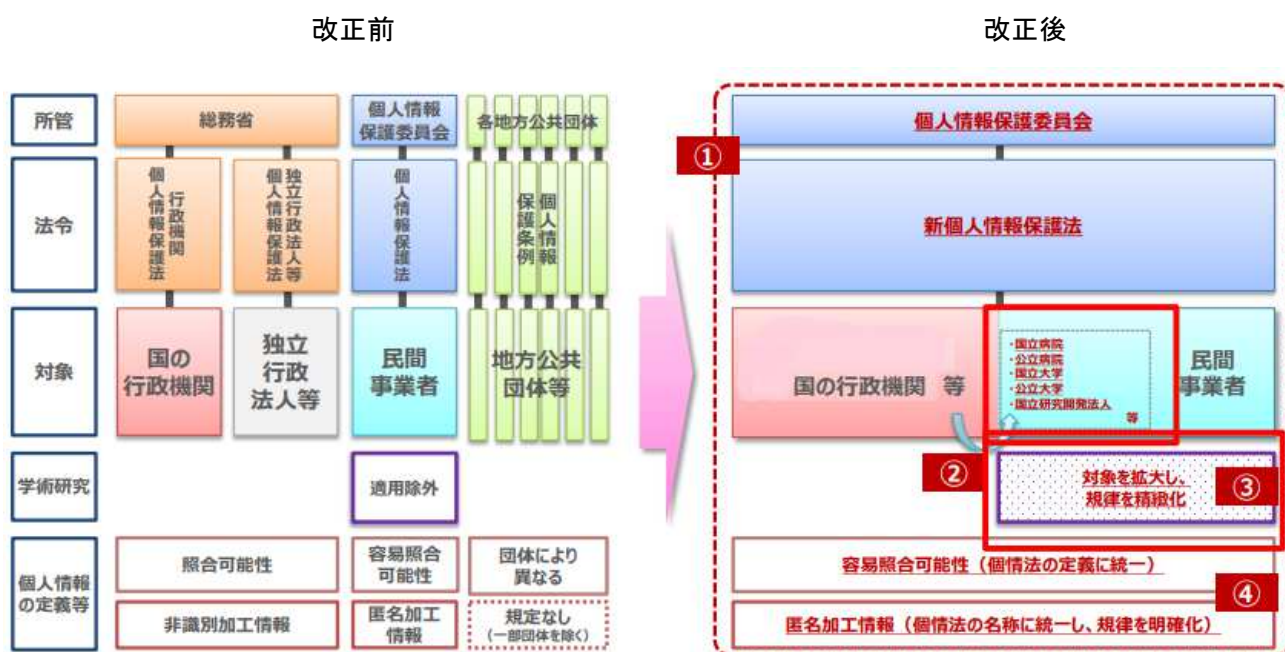
出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

令和3年改正

1. 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化された。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用することとされた。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化した。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化した。



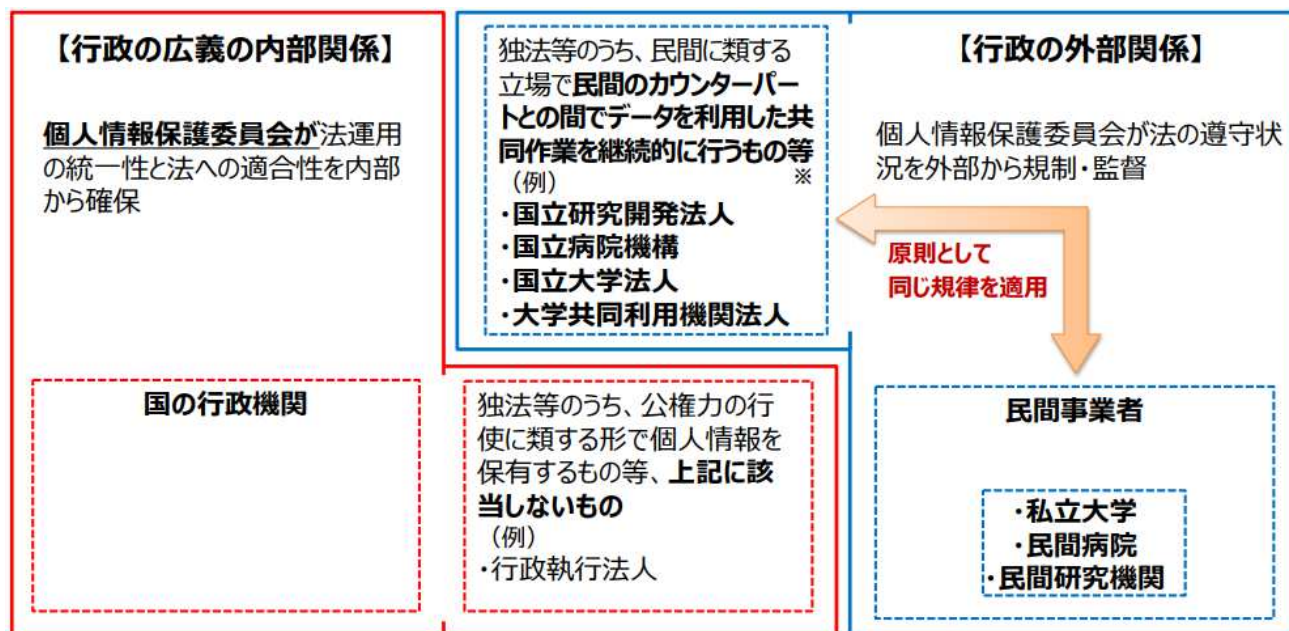
出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

を加工して作成

2. 医療分野・学術分野における規制の統一（改正法の考え方）

- ① 独立行政法人等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ② ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、改正前と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。



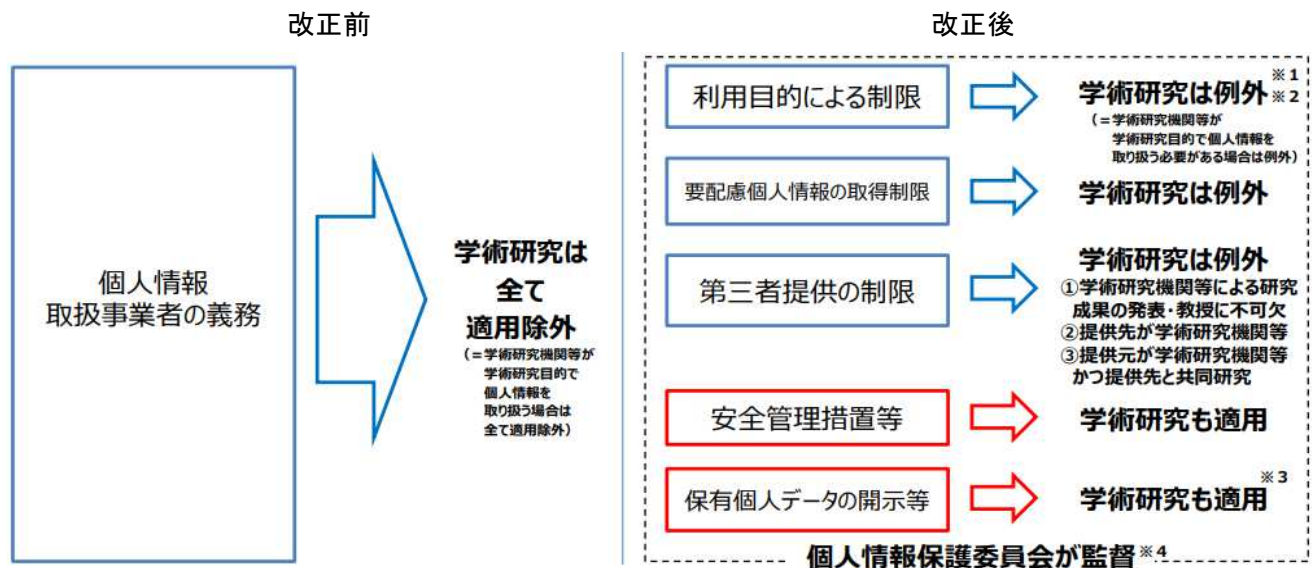
※ これらの独立行政法人等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

3. 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ① 現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直し、個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化した。
- ② 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととした。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は令和3年改正で追加されたもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外としない

※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※4 「利用目的の特定・公表」「不適正利用・取得の禁止」「漏えい等の報告」も適用

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

4. 個人情報の定義等の統一

<改正前の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報保護法及び独法等個人情報保護法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「匿名加工情報」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「非識別加工情報」という別の名称が与えられている。

<改正後の規律>

1. 公的部門と民間部門とで「個人情報」の定義を統一した（個人情報保護法の定義である「容易照合可能性を要件とするもの」を採用）。
2. 民間部門で導入されている「匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律」を公的部門にも導入した。
3. 個人情報の定義を統一する結果、非識別加工情報も非個人情報となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなったため、両者の名称を「匿名加工情報」で統一した。